

財団法人 大阪国際交流センター

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人 大阪国際交流センター（以下「センター」という。）と称し、英文名を OSAKA INTERNATIONAL HOUSE FOUNDATION という。

(事 務 所)

第 2 条 センターは、事務所を大阪市天王寺区上本町 8 丁目 2 番 6 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 センターは、大阪国際交流センターを拠点として、大阪を中心とした関西一円において、歴史、文化、その他の地域的特性を生かした国際交流活動を推進することにより、市民レベルの相互理解の増進と友好親善の促進を図り、もって我国社会の国際化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に資する大阪を中心とした関西一円及び諸外国の情報・資料の収集及び提供
- (2) 国際交流に資する会議等の企画、誘致、開催及びこれらに対する協力
- (3) 国際交流を促進するための各種行催事の企画及び運営
- (4) 国際交流を深めるための各種研修事業の企画及び運営

- (5) 国際交流関係機関並びに団体との連携・協力及び地域の国際交流関係団体活動の振興
- (6) 姉妹都市交流の促進
- (7) 国際交流に関する調査及び研究
- (8) 大阪国際交流センターの管理及び運営
- (9) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資 産 の 構 成)

第 5 条 センターの資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品及び補助金
- (3) 会費
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資 産 の 種 別)

第 6 条 センターの資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産として指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資 産 の 管 理)

第7条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を得て理事長が定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託業務を営む銀行若しくは信託会社に金銭信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 センターの資産のうち基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の者の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその一部若しくは全部を担保に供することができる。

(経 費 の 支 弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事 業 年 度)

第10条 センターの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第11条 センターの事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の者の議決及び評議員会の同意を経て、外務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫 定 予 算)

第12条 前条の規程にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 センターの事業報告及び収支決算は、理事長が、事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の者の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3ヶ月以内に、外務大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第14条 センターが借入金をしようとする場合は、その事業年度の収入をもって返済する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣に届け出なければならない。

(利益及び損失の処理)

第15条 毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、翌事業年度に繰り越すものとする。ただし、理事会の議決により、その全部または一部を基本財産に繰り入れることができる。

(義務の負担及び権利の放棄)

第16条 予算を定めるものを除き、センターが新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の者の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得なければならない。

第4章 役員等

(役員)

第17条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の規定にかかわらず、理事のうち若干名を副理事長とすることができる。

(役員 の 選 任)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長及び理事長は、理事会において理事の互選により定める。

3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。

4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

5 理事のいずれか1名と、その親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を外務大臣に届け出なければならない。

8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を外務大臣に届け出なければならない。

(役員 の 職 務)

第19条 会長は、センターの業務を総攬し、理事会が定める業務についてセンターを代表する。

2 理事長は、センターの業務を総理し、この寄附行為に定めるもののほか、前項の規定により理事会が会長の業務として定めた業務以外の業務についてセンターを代表する。

3 副理事長は、会長及び理事長を補佐し、センターの業務を掌理する。

4 専務理事は、会長、理事長及び副理事長を補佐し、センターの業務を掌理する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、センターの業務を処理する。

6 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長、副理事長、専務理事、常務理事の順にその職務を代行する。

7 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、副理事長、専務理事、常務理事の順にその職務を代行する。

8 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、センターの業務を議決し、執行する。

9 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) センターの財産及び会計を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は外務大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を請求し、若しくは招集すること

(役 員 の 任 期)

第 2 0 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役 員 の 解 任)

第 2 1 条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会において評議員現在の数の3分の2以上の者の議決により、解任することができる。この場合評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役 員 の 報 酬)

第 2 2 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(名 誉 顧 問 及 び 顧 問)

第 2 3 条 センターに、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問及び顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応じ意見を述べる。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 2 4 条 センターに理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集 等)

第 2 5 条 理事会は、毎年2回開催するほか理事長が必要と認めるとき招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事長は、理事現在数の3分の1以上の者又は監事から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があるときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、会議の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りではない。

(議 決 事 項)

第 2 6 条 理事会においては、この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(定 足 数 等)

第 27 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書 面 表 決 等)

第 28 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合において、前条及び次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項について、書面若しくは持ち回りの方法により全理事の賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

(議 事 録)

第 29 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名、押印をしなければならない。

第 6 章 評 議 員 及 び 評 議 員 会

(評 議 員)

第 3 0 条 センターに 1 0 名以上 2 0 名以内の評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第 2 0 条、第 2 1 条及び第 2 2 条の規定を準用する。

(評 議 員 会)

第 3 1 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員の互選による。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第 2 7 条、第 2 8 条及び第 2 9 条の規定を準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 7 章 事 務 局

(事 務 局)

第 3 2 条 センターに事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の必要な職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備 付 け 書 類 及 び 帳 簿)

第 3 3 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 名誉顧問、顧問、理事、監事、評議員及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第 8 章 会 員

(会 員)

第 3 4 条 センターの目的に賛同するものをもって、センターの会員とすることができる。

2 会員の種類は、法人会員及び個人会員とし、個人会員は名誉会員、特別会員及び一般会員とする。

3 会員の資格、特典その他の必要な事項の細目については、理事会の同意を得て、理事長が別に定める。

第 9 章 寄附行為の変更及び解散

(寄 附 行 為 の 変 更)

第 3 5 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の者の議決を経、かつ、外務大臣の許可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 36 条 センターは、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに定める場合のほか、
理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上
の者の議決を経、かつ、外務大臣の許可を経て解散する。

(残 余 財 産 の 処 分)

第 37 条 センターの解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び評議員会において、そ
れぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の者の議決を経、かつ、外務大臣
の許可を受けて、類似の目的を持つ他の団体又は地方公共団体に寄附するものとする。

第 10 章 雑 則

(委 任)

第 36 条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、
理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

(施 行 期 日)

1 この寄附行為は、外務大臣によるセンターの設立許可のあった日から施行する

(初年度の事業年度)

2 センターの設立当初の事業年度は、第 10 条の規定にかかわらず、設立許可のあ
った日から昭和 62 年 3 月 31 日までとする。

(初年度の事業計画及び予算)

3 センターの設立当初の事業計画及び収支予算は、第 11 条の規定にかかわらず、
設立者の定めるところによる。

(設 立 時 の 役 員 等)

4 センターの設立当初の役員、名誉顧問、顧問及び評議員は、第18条、第23条及び第30条の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、当該役員及び評議員の任期は、第20条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和63年3月31日までとする。

附 則 (昭 和 6 3 年 認 可 第 3 号)

この寄附行為は、昭和63年1月28日から施行する。

附 則 (昭 和 6 3 年 認 可 第 1 2 号)

この寄附行為は、昭和63年3月29日から施行する。

附 則 (平 成 1 4 年 認 可 第 1 8 号)

この寄附行為は、平成14年4月18日から施行する。